

令和6年度第12回山口市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和7年2月20日(木) 午前9時30分～午前10時20分

2 場 所 山口森林ふれあいセンター 会議室

3 出席者 (1)出席委員(農業委員19名中18名)

荒瀬 澄枝、伊藤 良一、井上 浩一郎、上田 正士、小野 悟、
小野 基之、片山 潤之、賀屋 忠之、恒富 竹司、徳田 文雄、
中川 恵美子、中野 克俊、西村 健、藤原 敏郎、
八木 学、安田 敏男、安野 正純、吉武 和子

(2)欠席委員(1名)

長尾 誠大

(3)事務局

塚本局長・政田参事・藤田主幹・浅原副主幹・小倉主事

(4)会議傍聴人

4 会議 (1)議事録署名委員指名

(2)議案審議

(3)その他連絡事項

会長

皆様、おはようございます。

これより令和6年度第12回総会を開会いたします。

本日の出席委員は、19名中、出席18名で、委員の過半数の出席がありますので、本日の会議は成立しております。

最初に、議事録署名委員を指名いたします。

藤原 敏郎(ふじわら としろう) 委員 及び、
八木 学(やぎ まなぶ) 委員 をお願いいたします。

それでは、農地法第3条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第3条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

それでは、議案1ページをお開きください。合わせて、参考位置図1ページを御覧ください。

申請地、申請人、申請事由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第1号、下小鯖、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は3アールとなります。

議案第2号、惣太夫町、有償移転です。

申請人は、千葉県松戸市内に居住する者です。

取得後の経営規模は15アールとなります。

議案第3号、黒川、有償移転です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は2,547アールとなります。

議案第4号、秋穂二島、有償移転です。

申請人は、市内に主たる事務所を有する農地所有適格法人です。

取得後の経営規模は2,162アールとなります。

議案第5号、秋穂東、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は46アールとなります。

議案第6号、秋穂西、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は139アールとなります。

議案第7号、嘉川、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は222アールとなります。

議案第8号、嘉川、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は102アールとなります。

議案第9号、阿知須、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は104アールとなります。

議案第10号、阿知須、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は35アールとなります。

議案第11号、徳地野谷、無償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。

取得後の経営規模は62アールとなります。

議案第12号、徳地伊賀地、有償移転です。

申請人は、市内に居住する者です。
取得後の経営規模は100アールとなります。

議案第13号、阿東篠目、無償移転です。
申請人は、市内に本店を有する農地所有適格法人です。
取得後の経営規模は1,267アールとなります。

議案第14号、阿東地福上、有償移転です。
申請人は、福岡県福岡市南区内に居住する者です。
取得後の経営規模は1アールとなります。

議案第15号、阿東徳佐下、有償移転です。
申請人は、防府市内に居住する者です。
取得後の経営規模は8アールとなります。

以上の農地法第3条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いします。

A委員

議案第14号の譲受人は福岡の方ですが、家含めて購入されるということですか。

B委員

今は福岡県ですが、家を買われて阿東に住まれます。それで家の前の畑で作ろうとされています。

C委員

議案第5号の秋穂の件ですが、譲受人が黒川の方で、秋穂までちょっと遠い気がしますし、家を買われるというのもない様ですが、どういう状況でしょうか。

D委員

備考欄の売買価格のところに宅地含むとの記載があると思いますが、近くの住宅を購入し、そこを事務所なりで使って、耕作される様です。

会長

以上で農地法第3条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第3条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第4条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第4条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案11ページをお開きください。合わせて、参考位置図21ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第16号、大内矢田南三丁目、用途地域内にある第3種農地に、雨水排水路を設置するものです。

議案第17号、阿知須、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、賃貸住宅を建築するものです。

以上の農地法第4条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、審査基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局から議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

会長

以上で農地法第4条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第4条に係る議案については、「許可」といたします。

続きまして、農地法第5条に係る議案についての審議を始めます。

農地法第5条に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案13ページをお開きください。合わせて、参考位置図23ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

議案第18号、下小鯖、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、スポーツ施設を建築するものです。

なお、この事案につきましては、都市計画法の規定による開発許可と同時施行といたします。

以下、都市計画法による開発許可と同時施行の場合は、単に開発許可と同時施行と説明いたします。

議案第19号、大内御堀、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を設置するものです。

議案第20号、大内長野、用途地域内にある第3種農地に、倉庫を建築するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第21号、宮野下、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第22号、吉敷赤田三丁目、用途地域内にある第3種農地で、宅地造成をするものです。

議案第23号、黒川、用途地域内にある第3種農地で、病院の敷地拡張を行うものです。

議案第24号、吉田、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。

議案第25号、矢原、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。
この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第26号、矢原、用途地域内にある第3種農地に、宅地分譲地を整備するものです。
この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第27号、陶、用途地域内にある第3種農地に、資材置場を整備するものです。

議案第28号、鋳銭司、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売倉庫兼事務所を建築するものです。

この事案につきましては、開発許可と同時施行といたします。

議案第29号、鑄銭司、公共施設から近距離にある第3種農地に、大型トラック等の駐車場を整備するものです。

議案第30号、秋穂東、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を整備するものです。

議案第31号、嘉川、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を整備するものです。

議案第32号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備の工事用進入路を整備するものです。

なお、この事案につきましては一時転用であり、申請人からは令和8年2月28日までに、原状回復する旨の誓約書が提出されています。

議案第33号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、太陽光発電設備を整備するものです。

議案第34号、江崎、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

議案第35号、佐山、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、建売住宅を建築するものです。

議案第36号、阿知須、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、事務所兼住宅を建築するものです。

議案第37号、徳地深谷、公共投資の対象となっていない小団地の第2種農地に、炭窯を整備するものです。

なお、申請地は、令和6年10月に農地法の許可を得ることなく、炭窯が整備されているものですが、徳地地区協議会で追認され、申請人からは今後農地法を遵守する

旨の始末書が提出されています。

以上の農地法第5条に係る議案につきましては、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、許可基準に適合しております。また、各地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

会長

以上で、農地法第5条に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、一括して採決を行います。全て「許可」とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました農地法第5条に係る議案のうち議案第20号及び第26号並びに第29号については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った上で「許可」とし、その他については「許可」といたします。

続きまして、事業計画変更に係る議案についての審議を始めます。

事業計画変更に係る議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案32ページをお開きください。合わせて、参考位置図42ページを御覧ください。

申請地、申請人、転用理由等詳細は議案及び参考位置図を御確認ください。

事業計画変更第38号、大内矢田南三丁目、用途地域内の第3種農地です。

この事案につきましては、令和6年10月18日付けで共同住宅を目的とした農地法第4条の許可を受けましたが、工事中に雨水の排水先の土地所有者より排水を断られたため、排水計画を変更したことから、土地利用計画の変更を行うものです。

以上の事業計画変更につきましては、許可目的達成が困難になったことが、転用事業者の故意又は重大な過失によるものでないと認められるとともに、申請書に記載された内容を確認、及び現地を調査した結果、承認の基準に適合しております。また、北部地区協議会で協議した結果、問題ありませんでした。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

事務局からの議案説明、及び地区協議会での協議結果の報告が終わりましたので、議案審議に入ります。

それでは、委員の皆さんの意見を求めます。また、該当地区協議会の農業委員さんで補足説明がありましたらよろしくお願いいたします。

【意見なし】

会長

以上で、事業計画変更に係る議案審議を終わります。只今審議しました議案について、採決を行います。事業計画の変更を「承認」することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、只今審議しました事業計画変更に係る議案については、「承認」といたします。

続きまして、農用地利用集積計画についての審議を行います。事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案33ページをお開きください。

議案第39号、農用地利用集積計画について説明いたします。

地区協議会において、協議していただいたとおり、

合計566筆 993,412㎡です。

なお、今月はこのうち25筆 40,074㎡の所有権移転申請がございました。

詳細は34ページから40ページの記載のとおりです。

計画申請の内容は、山口市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しているなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用集積計画について、「決定」とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用集積計画については、山口市の計画どおり「決定」とします。

続きまして、農用地利用配分計画に対する審議を行います。

事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案41ページをお開きください。

議案第40号、農用地利用配分計画に対する意見聴取について説明いたします。

地区協議会において協議していただいたとおり、

合計30筆 70,773㎡です。

計画申請の内容は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしております。御審議よろしく願いいたします。

会長

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農用地利用配分計画について、「異議なし」と回答とすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農用地利用配分計画については、「異議なし」として、山口市に回答します。

続きまして、農地利用最適化推進委員の委嘱について審議を行います。

なお、藤原委員が推薦人でいらっしゃいますので、恐れ入りますが採決終了まで御退席をお願いいたします。

(事務局の誘導により、藤原委員退席)

それでは、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案42ページをご覧ください。

議案第41号、農地利用最適化推進委員の委嘱について説明いたします。

秋穂二島地域の推進委員に欠員が生じたため、去る1月6日から2月5日までの間、再募集を行い1名の推薦がございました。

推進委員候補者評価委員により審査を行い、秋穂二島6807番地 山縣(やまがた)和夫(かずお)氏を農地利用最適化推進委員に内定いたしました。

3月1日付けでの委嘱を予定しておりますが、委嘱にあたりましては、農業委員会等に関する法第17条第1項で農業委員会が推進委員を委嘱しなければならないと規定がございますので、本日総会でお諮りするものです。

御審議よろしくお願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。只今審議しました農地利用最適化推進委員の委嘱について、異議なしとすることに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、農地利用最適化推進委員の委嘱は認められました。

なお、令和7年3月1日付けで委嘱を行います。

それでは、藤原委員の入室をお願いいたします。

(事務局の誘導により、藤原委員入場)

続きまして、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について審議を行います。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案43ページをお開きください。

議案第42号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について説明いたします。

農地利用の最適化につきましては農業委員会の必須事務に位置づけられております。

昨年委員改選を迎えましたことから、今回指針の策定についてお諮りするものです。

内容につきましては、1月の全体協議会、2月の地区協議会で説明・協議いただきましたので、省略をさせていただきます。御審議よろしくお願いいいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

他にないようですので、お諮りします。

農地等の利用の最適化の推進に関する指針について、賛成される方の挙手をお願いいたします。

【委員挙手(全員)】

会長

挙手多数により承認されました。

なお、本日2月20日付けで策定とさせていただきます。

続きまして、現況証明についての審議を行います。

議案について、事務局より議案説明をお願いします。

事務局

議案47ページをお開きください。合わせて、参考位置図43ページ以降を御覧ください。

議案第43号から議案第45号について、一括で説明いたします。

北部地区1件、阿東地区2件の議案です。

いずれも登記地目を変更し、非農地のまま利用するものです。

昭和45年10月以降で20年以上経過しているため、本日の会議にお諮りするものです。

御審議よろしく願いいたします。

会長

それでは、議案審議に入ります。

只今事務局から議案説明がありましたが、各農業委員から意見等があればお願いします。

【意見なし】

会長

特に意見がないようですので、採決を行います。

現況証明を発行することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

【委員挙手(全員)】

会長

全員挙手と認め、現況証明を発行することといたします。

以上で本日の議案審議はすべて終わりました。

次に、報告事項に入ります。事務局より報告をお願いします。

事務局

お配りしております報告第1号の農地法関係各種届出および通知の一覧表を御覧ください。2月分の受付状況は記載のとおりです。

また、報告第2号の山口県ネットワーク機構への意見聴取事案については、記載のとおり全て適当との回答がありました。

報告については以上です。

会長

只今事務局から報告がありましたが、各委員さんから質問・意見等がありましたらお願いします。

【意見なし】

会長

以上を以て、本日の総会を終了いたします。

最後に事務局から連絡事項等、何かありますか。また、各委員さんから何かございますか。

【なし】

会長

それでは、本日の日程を全て終了します。お疲れ様でした。

以上、令和6年度第12回山口市農業委員会総会議事録である。

令和7年3月31日

この議事録は正当であって決議事項に相違ないことを認める。

会 長 安田 敏男

署名委員 八木 学

署名委員 藤原 敏郎

記 録 者 浅原 紀彦